事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害リスク

(洪水:周南市ハザードマップ)

当会の立地する熊毛中央町付近においては浸水の恐れはないが、三丘地区を流れる島田川が48時間総雨量546mmに伴う洪水で氾濫した場合、島田川沿いの三丘地区周辺が、氾濫流や河岸浸食などの家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている。浸水深は0.5m~5m以上が予測されており、県道144号線(光玖珂線)の通行については、困難になるケースが懸念される。また、島田川の支流である石光川周辺地域において0.5m~5m未満の浸水の恐れがあり、特に本流合流付近の石光下地区では、河岸浸食や氾濫流が発生する可能性が極めて高い家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている。

(土砂災害:周南市ハザードマップ)

当熊毛地域には土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されているエリアが多数点在し、特に北東部に位置する樋口地区では、国道2号線を寸断する大規模土石流が発生するケースが予測されている。

(高潮、津波:周南市ハザードマップ)

当商工会地域は沿岸部から離れており、浸水想定はされていない。

(地震: J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図(中心緯度経度34.0510N,131.9703E)によると、今後30年間に震度以上の揺れに見舞われる確率は震度6強1.2%、震度6弱以上9.9%、震度5強以上42.1%、震度5弱79.7%である。また、南海トラフ巨大地震の当地域への影響は、周南市地域防災計画によると、震度5強の地震が想定(陸側ケースの震度分布図)されているが、津波による浸水被害は想定されていない(津波浸水想定図)。

(その他)

台風第7号と停滞した梅雨前線などの影響で起きた「平成30年7月豪雨」により、熊毛地域の樋口地区では大規模な土石流が発生した。また、三丘地区では島田川が氾濫し、多くの家屋が床上・床下浸水し、住居だけではなく、車や家具・家電など多くの財産も失われ、その経済的・精神的な被害は計り知れない程の記録的な災害となった。(防災ガイドブック:周南市)

(感染症)

厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」によると、新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のようにワクチンは開発して接種が進んでいるものの治療薬が確立されていない感染症は、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

商工業者等数 318人

・小規模事業者数 205人 (R3.4.1 熊毛町商工会独自調査により) 【内訳】

業種		商工業者 数	小規模 事業者 数	備考(事業所の立地状況等)	
商工業者	建設業	107	77	高水・勝間・大河内地区に多い	
	製造業	36	23	高水・勝間・大河内地区に多い	
	卸売業	6	3	勝間地区に多い	
	小売業	64	36	勝間地区に多い	
	飲食•宿泊業	23	22	高水・勝間・大河内地区に多い	
	サービス業	74	36	高水・勝間・大河内地区に多い	
	その他	8	8	地域内に分散	
合 計		318	205		

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- 周南市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- 周南市国土強靭化地域計画の策定

2) 当会の取組

- 事業者BCPに関する国の施策の周知
- 山口県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- 防災備品(スコップ、懐中電灯、長靴等)を備蓄
- 新型コロナウイルス感染症拡大に対する相談窓口の開設

Ⅱ 課題

現状では緊急時の取組に係る当市と当会の間での具体的な体制構築及びマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済など災害発生時の備えに対する助言を行う当会経営指導員等職員が不足している。また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの周知徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険加入推奨が不足している。

皿 目標

- 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での社内感染者発生後には速やかに 感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時か ら構築する。

【成果目標】

- ・事業継続力強化計画または BCP の策定支援: 年2件(期間中10件)
- ・自然災害等のリスクに対応した共済、保険制度の加入確認:年10件(期間中50件) 巡回や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用し ながら共済や保険制度の加入確認を行い、未加入の共済、保険制度に係る説明や保険会 社と連携した保険相談会等を実施する。

	ながら共済や保険制度の加入確認を行い、未加入の共済、保険制度に係る説明や保険会 社と連携した保険相談会等を実施する。
	・感染症の拡大が確認されたら、感染症に関わる相談窓口を設置。
*	その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年4月1日~令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

・当会では、多発する自然災害や事故・感染症等の病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- 会報や市広報、ホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、 損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況 も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わさ れることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- 上記のほか、役員会等を利用し、取組の周知や、進行状況の報告を行う。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

・ 当会は、 令和3年事業継続計画を作成。

3) 関係団体等との連携

- ・山口県商工会連合会を始めとした関係団体等へ、事業継続の取組に関する専門家の派遣を依頼し、地域事業者へ事業者 BCP の策定支援を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、近隣商工会、商工会議所等とのセミナー等を共催する。
- 被災時に必要となる経営資源情報等について、複数拠点でのバックアップ等を検 討する。
- ・ 災害時の資金需要の事前見積等について、金融機関と事前協議を行う。

4) フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認し、状況に応じて専門家や関係機関との連携により必要な改善策を図る。
- 市内商工会議所、商工会及び周南市と連携を図り、状況確認や改善点等について協議する。
- ・地域事業者にハザードマップを年1回以上確認するよう促す。

5) 当該計画に係る訓練の実施

• 自然災害(洪水、土砂災害)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策>

• 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- 発災後携帯電話やスマホアプリ LINE を用いて速やかに職員の安否確認、業務従事可否の確認を行う。
- 大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有し、必要な場合は災害対策本部を設置する。
- 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の 手洗い、うがい等の徹底を行う。
- 新型感染症が流行している兆しがあった時は、(公社)日本産業衛生学会の「オフィス業務における新型コロナウイルス 感染予防・対策マニュアル」に沿って感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 【豪雨の場合】

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

- ・職員が被災等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

【被害規模の月安は以下を想定】

大規模な被害がある	 ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 						
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較 的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大 きな被害が発生している。						
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。						

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

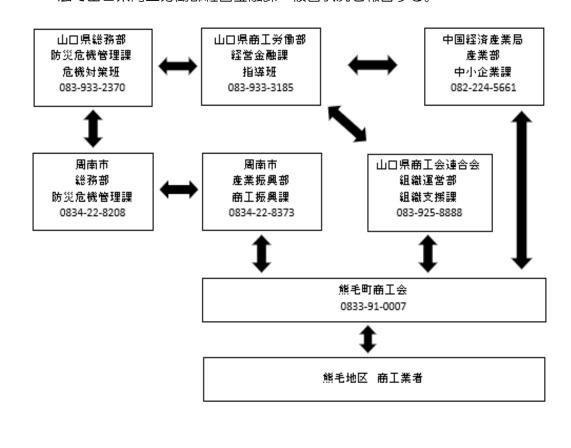
• 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~1週間	1日に2回共有する		
1週間~2週間	1日に2回共有する		
2週間~1ヶ月	1日に1回共有する		
1ヶ月以降	2日に1回共有する		

・当市で取りまとめた「周南市防災計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・当会と当市は、自然災害の発生や新型感染症の感染拡大が確認された時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 被害の拡大を防ぐ活動をしながらも、二次被害の発生を回避するため、被災地域での活動を安全に行うために必要な事項についてあらかじめ定める。
- ・当会と当市は、被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法についてあらかじめ定めておく。
- ・当会と当市が共有した災害被害情報は電話、ファックス、メールにて速やかに山口県へ報告する。
- 当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、確認した被害等の情報を随時、山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は、山口県の指定する方法で山口県商工労働部経営金融課へ被害状況を報告する。



く4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する)。
- 当会は安全性が確認された場所において、速やかに相談窓口を設置する。
- 当会は地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急対策時に有効な被災事業者施策(国や山口県、市町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象と した支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・当市の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援 派遣等を山口県や県内各市町、山口県商工会連合会等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

(1) 実施体制

熊毛町商工会

法定経営指導員

連絡調整

周南市 産業振興部 商工振興課 周南市 総務部

防災危機管理課

連携



普及啓発

山口県火災共済協同組合 及び 損害保険会社各社

- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規 定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - ①当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 品川 一朗(連絡先は後述(3)①参照)
 - ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - 本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先
 - ①商工会

熊毛町商工会

〒745-0663 山口県周南市熊毛中央町3-7

TEL: 0833-91-0007 / FAX: 0833-91-5700 E-mail: kumagechou@yamaguchi-shokokai.or.ip

②関係市町

周南市 産業振興部 商工振興課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1-1

TEL: 0834-22-8373 / FAX: 0834-22-8357

E-mail: shoko@city.shunan.lg.jp

※ その他

• 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
• 専門家派遣費	50	50	50	50	50
• 協議会運営費	10	10	10	10	10
• セミナー開催費	10	10	10	10	10
パンフ、チラシ作製費	20	20	20	20	20
• 防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、山口県補助金、周南市補助金、事業収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。